



狛江市男女共同参画推進計画

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

令和2年度推進状況報告書

令和3（2021）年10月

狛江市



目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画について.....	1
2. 取組み一覧.....	3
3. 令和2年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果.....	10
令和2年度推進状況	
基本目標1 個人として尊重される社会の形成.....	14
基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実.....	18
基本目標3 多様なライフスタイルの実現.....	22
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進.....	25
基本目標5 男女共同参画推進に向けた体制の強化.....	27
4. 狛江市男女共同参画状況.....	29
5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱.....	30
6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱..	32

1. 狛江市男女共同参画推進計画について

○基本理念

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

男女共同参画社会は、全ての市民一人ひとりの人権の尊重を基盤としています。誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

○基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。なお、中でも特に力を入れるべき目標を重点目標（◎が該当）として設定し、重点的に推進します。

- | | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | ◎個人として尊重される社会の形成 |
| 基本目標 2 | ◎子育て・介護を支える環境の充実 |
| 基本目標 3 | ◎多様なライフスタイルの実現 |
| 基本目標 4 | 地域社会における男女共同参画の推進 |
| 基本目標 5 | 男女共同参画実現に向けた体制の強化 |

○計画の体形

施策

基本理念

誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して

基本目標

※◎は重点目標



1 個人として尊重される社会の形成



★ 2 子育て・介護を支える環境の充実



★ 3 多様なライフスタイルの実現



★ 4 地域社会における男女共同参画の推進

5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

(1)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成
(2)人権を尊重する意識の醸成
☆(3)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
(4)法・制度等の周知・普及
(5)相談体制の強化
(6)生涯を通じた心身の健康支援
(7)子育てを支える環境の充実
(8)介護を支える環境の充実
(9)自立支援・介護予防の促進
(10)地域における人材の確保
(11)ワーク・ライフ・バランスの推進
(12)キャリア・ライフデザインの支援
(13)男性の家事・育児・介護への参画支援
(14)事業者等への情報提供と連携強化
(15)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
(16)地域・市民活動における男女共同参画の推進
(17)男女共同参画の視点による災害対策の推進
(18)庁内推進体制の充実・強化
(19)市民等との連携・協働
(20)国や都、他の自治体、関係機関との連携
(21)市役所における男女共同参画の実践

・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置付ける。
 ・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置付ける。

2. 取組み一覧

	取組み	概要	担当課
基本目標1 個人として尊重される社会の形成			
(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成			
1	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
2	男女共同参画に関する情報提供	冊子・チラシ等の配置や情報誌の発行、広報・ホームページ・パネル展等による情報提供	秘書広報室 政策室
3	男女共同参画関連図書の実施	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館
4	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供	高齢障がい課 子ども政策課
5	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方をデザインできるように指導を実施	指導室
6	男女共同参画に関する教職員研修の実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室
(2) 人権を尊重する意識の醸成			
7	人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例の推進（新規）	条例に基づく相談体制の強化、活動への支援、啓発等の実施	政策室
8	多様な性・生き方に関する理解促進（新規）	性的指向・性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
9	子どもの権利の周知・啓発（新規）	子どもの人権を尊重し、擁護する社会環境を醸成していくための周知・啓発	子ども政策課
10	多様な性・生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
11	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、さまざまな虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
12	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室
13	国際交流事業の推進（新規）	誰もが認め合い、暮らしやすいまちの実現に向けた国際交流事業の実施による多文化共生の推進	政策室
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援			
14	DV防止のための広報・啓発活動	DVの背景、実態を理解するため、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動	政策室
15	デートDV防止に関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室

	取組み	概要	担当課
16	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
17	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども政策課
18	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子ども政策課
			子ども発達支援課
19	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども政策課
20	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室
21	関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、学校、東京都女性相談センターや、医療機関や警察等との連携強化	子ども政策課
22	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室
			子ども政策課
23	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室
			子ども政策課
(4) 法・制度等の周知・普及			
24	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
25	多様なメディアを活用した情報提供	従来の広報こまめ、ホームページ等に加え、SNS等を駆使した積極的な情報提供	秘書広報室
			政策室
(5) 相談体制の強化			
26	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングや婦人相談、人権身の上相談等の周知・充実	秘書広報室
			政策室
			子ども政策課
27	外国語通訳ボランティア派遣（新規）	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室
(6) 生涯を通じた心身の健康支援			
28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
29	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
30	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
31	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、さまざまな方法での保健指導の実施と充実	健康推進課

	取組み	概要	担当課
32	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課
33	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
34	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室等の実施	社会教育課
基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実			
(7) 子育てを支える環境の充実			
35	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課
36	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、産休明け保育、延長保育等の保育サービスの充実	児童育成課
37	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子ども発達支援課
			児童育成課
38	障がい児等への支援の充実	障がい児の保育施設及び学童保育における受入の充実、公立保育園での医療的ケア児の受入の検討	児童育成課
39	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課
			公民館
40	病児・病後児保育事業の実施	病児保育室等の実施により、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援	子ども政策課
41	待機児対策の推進	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等における保育サービスの向上及びその他補助事業の実施 学童クラブの施設整備	児童育成課
42	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子ども政策課
			公民館
43	子育て支援に関する情報提供	子育てガイドブック・ホームページ等を通じた子育て支援情報の提供、子育てサイトの充実	子ども政策課
44	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童育成課
45	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場の提供・支援	子ども政策課
			子ども発達支援課
			児童育成課

	取組み	概要	担当課
(8) 介護を支える環境の充実			
46	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
47	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課
48	認知症の早期対応に関する支援（新規）	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
49	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
50	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課
			高齢障がい課
51	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
52	福祉のまちづくりの普及・推進	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	福祉政策課
53	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
(9) 自立支援・介護予防の促進			
54	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課
			健康推進課
55	介護予防事業の実施（新規）	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
56	地域支援事業の実施（新規）	通所型サービスB等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
57	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館
58	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課
			福祉相談課
			高齢障がい課
			子ども政策課
			子ども発達支援課
(10) 地域における人材の確保			
59	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子ども政策課
60	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課
			高齢障がい課

	取組み	概要	担当課
基本目標3 多様なライフスタイルの実現			
(11) ワーク・ライフ・バランスの推進			
61	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室
			地域活性課
62	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報提供、広報・普及啓発	政策室
			地域活性課
			子ども政策課
63	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室
			地域活性課
(12) キャリア・ライフデザインの支援			
64	多様な働き方に関する支援（新規）	テレワーク、サテライトオフィス等多様な働き方やその成功例等に関する情報提供等	政策室
			地域活性課
65	起業支援のための講座等の実施・情報提供	起業に向けた講座の実施、起業相談の情報提供・実施	地域活性課
66	再就職希望者への支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
67	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
68	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
69	社会教育事業の充実(多様なニーズに対応した講座等の実施)	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援			
70	男性の家事・子育て・介護参画のための情報提供（新規）	男性向けの家事・子育て・介護に関する知識習得のための情報提供	政策室
71	プレパパへの支援（新規）	ママパパ学級の実施、小冊子等の配布	健康推進課
			子ども政策課
72	父親向けの子育て事業等の実施（新規）	父親を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども政策課
(14) 事業者等への情報提供と連携強化			
73	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
74	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

	取組み	概要	担当課
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進			
(15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進			
75	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
76	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
(16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進			
77	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
78	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
79	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室
			公民館
(17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進			
80	防災会議における女性委員の参画促進（新規）	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
81	避難所運営協議会における女性の参画促進（新規）	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様に配慮した運営を検討	安心安全課
82	多様に配慮した備蓄品等の整備（新規）	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課
基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化			
(18) 庁内推進体制の充実・強化			
83	男女共同参画施策推進状況の調査	事業実績の調査と評価を実施	政策室
84	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画庁内推進本部と推進会議の機能充実	政策室
85	市発行物等における男女共同参画の視点の周知徹底（新規）	広報や市発行物、ホームページ等での表現における男女共同参画の視点の周知徹底	秘書広報室
			政策室
(19) 市民等との連携・協働			
86	男女共同参画推進委員会の活動推進	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
87	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室

	取組み	概要	担当課
(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携			
88	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料収集、活用	政策室
89	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	情報交換、他の自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進や必要時に応じての国・都への法整備等の要請	政策室
(21) 市役所における男女共同参画の実践			
90	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
91	ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	各職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員課
92	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	職員課
93	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課
94	女性職員のメンター制度の実施（新規）	女性職員同士がキャリアや子育て等について相談できる機会を創出するため、部署の上司とは別の先輩職員がメンターとなり相談役やアドバイザーを務める制度を実施	職員課
95	ハラスメント防止対策の推進（新規）	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組みを推進	職員課

3. 令和2年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果

○目的

狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の基本理念に基づく「基本目標」を実現するための取組みが、目標達成に向けて実施されていることを確認し、進捗状況を明らかにするものです。

○評価方法

（1）担当課による自己評価

計画に基づく95の取組みについて、施策ごとに各担当課で以下の【評価基準】に基づき、平成31年度実績と比較し自己評価を行います。

（2）庁内組織による評価

狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会及び狛江市人権・男女共同参画推進本部において、担当課が行った自己評価の内容について、男女共同参画の視点を踏まえ、点検・評価するとともに、以下の【評価基準】に基づき、施策の全体評価を行います。

【評価基準】

A	充実・強化 (前年度から取組みが充実・進展し、男女共同参画の視点においても十分な成果があった。)
B	前年度同様 (前年度と同様の内容で取組みを実施し、男女共同参画の視点においても概ね成果があった。)
C	あまり進捗していない・縮小 (前年度から取組みが後退し、男女共同参画の視点においても課題が残る。)
D	全く進捗していない・未実施

※コロナ禍においても可能な範囲で事業を実施した場合はB評価としています。

○評価の内訳

各基本目標の評価内訳は下記の表の通りとなりました。

	施策の全体評価		担当課ごとの評価			
			A	B	C	D
基本目標1 個人として尊重される 社会の形成	(1)	B	2 (9.1%)	19 (86.4%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
	(2)	B				
	(3)	B				
	(4)	B				
	(5)	B				
	(6)	B				
基本目標2 子育て・介護を支える 環境の充実	(7)	B	1 (6.7%)	12 (80.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
	(8)	B				
	(9)	B				
	(10)	B				
基本目標3 多様なライフスタイルの 実現	(11)	B	1 (9.1%)	10 (90.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(12)	B				
	(13)	B				
	(14)	B				
基本目標4 地域社会における 男女共同参画の推進	(15)	B	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(16)	B				
	(17)	B				
基本目標5 男女共同参画実現に 向けた体制の強化	(18)	B	1 (16.7%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
	(19)	B				
	(20)	B				
	(21)	B				
合計			5 (8.5%)	50 (84.7%)	1 (1.7%)	3 (5.1%)

※各基本目標における施策ごとの担当課数で集計しています。

○令和2年度の総括

計画期間初年度となる令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小または中止にせざるを得ない取組みもありましたが、多くの部署において前年度同様の内容で実施しており、また、充実・強化を図った取組みもあることから、コロナ禍においても概ね順調に進捗しているものと考えられます。

基本目標1「個人として尊重される社会の形成」

施策の全体評価は全てBとなっており、各部署において前年度同様の内容で実施されていることが分かります。特に、コロナ禍でありながらも、ファーストバースデーサポート事業等新規に立ち上げた事業や、強化を図った取組みがありました。一方で、市民への啓発の機会となる男女共同参画推進フォーラム等は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しましたが、新しい形での情報提供や講演・講座等の機会の確保に努めることが必要です。

基本目標2「子育て・介護を支える環境の充実」

施策の全体評価は全てBとなっており、各部署において前年度同様の内容で実施されていることが分かります。「地域における人材の確保」については、各部署において、ボランティアやサポーター向けの講座等新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を見ながら実施されており、受講者の動機付けが図られています。また、「子育てを支える環境の充実」では保育園の新規開園及び放課後クラブの新規開設による待機児童の減少や、子育て・教育支援複合施設の開設による子育て相談に関する連携強化に取り組みました。

基本目標3「多様なライフスタイルの実現」

施策の全体評価は全てBとなっており、各部署において前年度同様の内容で実施されていることが分かります。「男性の家事・育児・介護への参画支援」においては、ママパパ学級の土曜日開催数を増やす等参加しやすいようにプログラムが大幅に見直されたことにより、父親の参加人数が増加しています。また、セミナー等においてはオンラインの導入を図った取組みも見られました。

基本目標4 「地域社会における男女共同参画の推進」

施策の全体評価は全てBとなっており、各部署において前年度同様の内容で実施されていることが分かります。「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」においては、公募市民委員のみを見ると、女性が男性の人数を上回っていますが、全ての審議会等の委員でみると女性の割合が40%を下回っており、両性の委員の確保については、引き続き取り組みが必要です。

基本目標5 「男女共同参画実現に向けた体制の強化」

施策の全体評価は全てBとなっており、各部署において前年度同様の内容で実施されていることが分かります。「市役所における男女共同参画の実現」については、育児休業取得率の向上、時間外勤務平均時間の減少や女性管理職の登用など、男女共同参画の実現に向けた取り組みが促進されています。

今後も、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、各取り組みが後退せず進められるよう、検討することが重要です。

○令和2年度推進状況

基本目標1 個人として尊重される社会の形成	
方向性	<p>全ての人が生まれながらにして持っている、個人として尊重され人間らしく生きる権利を守るためには、家庭、学校等あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認等の他、いかなる理由においても差別等のない生きやすいまちの実現が求められています。人権を尊重することは、男女共同参画社会において基礎となることから、幼少期からの若い世代、また、その家庭や学校等における意識の醸成を図ります。</p> <p>配偶者等からの暴力やデートDV、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であり、依然として深刻な社会問題となっていることから、関係機関と連携し、被害の防止と被害者への支援を進めます。</p>
施策	<p>(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成 (2) 人権を尊重する意識の醸成 (3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (4) 法・制度等の周知・普及 (5) 相談体制の強化 (6) 生涯を通じた心身の健康支援</p>

(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成

施策の全体評価…B

取組みNo.	2	担当課	秘書広報室	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>各部署から、家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成につながる情報提供を広報こまめや市ホームページ等で発信した。</p> <p>人権に関する事業（人権に関する相談窓口のお知らせ、女性に対する暴力をなくす運動など）や、家庭や子どもに関わる事業（子育てフォローアップ講座、児童虐待防止推進月間、妊婦・子育て家庭向けサービス、ひとり親世帯を対象にした支援制度・学習支援等）、高齢者向け事業（認定ヘルパー研修や健康セミナー等）、障がいのある方向けの事業（障がい者職場体験実習、障がい者週間等）の周知を行った。</p>		<p>男女共同参画等に関する情報を広報等により発信し、市民に広く周知を図ることにより、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>			

取組みNo.	1・2	担当課	政策室	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し実施を見送ったが、狛江市男女共同参画推進委員会が作成する男女共同参画推進委員会だよりについては、コロナ禍の働き方や子どもたちの現状のほか男女共同参画の推進につながる内容を取上げ、市内施設等への配架や町会・自治会の回覧等により情報提供を行った。（発行回数：1回、発行部数：約3,000部）</p>		<p>市民への啓発の機会となるフォーラムについては、コロナ禍・フォーラムの趣旨等を考慮し、実施することができなかったが、情報誌を例年同様に発行・配布等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>			

取組みNo.	4	担当課	高齢障がい課	評価	A
取組み内容	評価理由				
<p>庁内で横断的な高齢者に関する施策及びサービスの情報を一括して市民に周知するため、「シルバーガイドブック」を発行し、ライフイベントごとに利用できるサービスをまとめる等紙面構成の大幅な改編を図ったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うイベント減少等により、紙媒体（冊子体）での発行実績は250部に留まった。</p> <p>庁内や他機関の横断的な障がい福祉に関する施策やサービスをまとめて各種障害者手帳を取得した方等に周知するため、「障がい者のしおり」を発行し、より見やすいようにフォントの変更をはじめ、オンラインでも見たい場所にすぐに行きつけるようブックマークの設定等紙媒体以外での利用のし易さに取り組んだ。</p>		<p>ライフイベントごとに利用できるサービスをまとめる等紙面構成の大幅な改編や事業内容の充実を図り、利用者が検索しやすいうように改めたため。</p>			

取組みNo.	4	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>民間企業との協働により子育てガイドブックを作成し、子育てに関する各種サービスを周知するため各所に配布した（発行部数8,000部）。また、父親の育児参加を図るため、父子手帳及びパパカードを母子バックに同封して配付した。（令和2年度途中で、父子手帳から、よりメッセージ性を感じる父親向けの育児冊子として（一社）日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えた。）</p> <p>父親向けの講座については、8月に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。</p>		<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>			

取組みNo.	5・6	担当課	指導室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>固定的な役割分担意識に囚われない多様な生き方をデザインできるように特別に教科道徳や学級活動における係活動等の場面において指導を実施した。また、男女共同参画に関する教職員研修の実施に関しては、各校で年間1回以上、東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムを使用して研修を実施した。</p>				<p>全小中学校において、特別の教科道徳及び学級活動を実施するとともに、教職員研修を悉皆として実施したことにより、男女共同参画意識の向上につながったため。</p>	

取組みNo.	1	担当課	公民館	評価	D
取組み内容				評価理由	
<p>育児中の女性が子育てや社会について学び集うことを目的とした女性セミナーを新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止したため。</p>	

取組みNo.	3	担当課	図書館	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>図書館で所蔵する男女共同参画関連図書について、集中展示と図書目録の作成を行い、6月24日から7月20日まで、関連図書54冊を展示し、市民への情報提供と学習機会の創出に努めた。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休館により図書館利用者数は減少したが、例年と同様の期間・内容で取組みを実施し、関連図書の貸出により、市民が男女共同参画について学習し、認知を深める機会につながったため。</p>	

(2) 人権を尊重する意識の醸成

施策の全体評価…B

取組みNo.	7・8・11・12・13	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例については、広報こまえ、市ホームページ、男女共同参画推進委員会だより等で内容を周知するとともに、条例の概要をまとめたパンフレットを作成し、市内小学校（高学年）、中学校等へ配布を行った。また、条例に基づき、人権尊重推進会議を設置し、人権に関する指針の策定に向けて実施した市民意識調査の内容を中心に検討を行った。（年3回開催） また、情報誌等の記事の作成に当たっては、人権の尊重、男女共同参画の視点に配慮した。</p>				<p>条例を制定し、周知や推進に向けた検討等取組みを進めることにより、市民の人権への意識の醸成につながったため。</p>	

取組みNo.	9	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するため、子どもの権利条約について、ポスターを掲示する等、周知を図った。</p>				<p>ポスター掲示等により周知を図ることで、子どもの権利擁護の意識醸成につながったため。</p>	

取組みNo.	10	担当課	指導室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>多様な性・生き方に関する教育の推進として、東京都教育委員会が発行する人権教育プログラムを活用して指導を行った。また、人権教育推進委員会を年2回開催し、各校の人権教育の推進状況の情報共有を行い、テーマを「新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題について考える」として全校の取組みを取りまとめ、人権教育啓発資料を作成した。</p>				<p>人権教育プログラム等を活用し、教員が人権尊重の視点をもって児童・生徒の指導を行うことにより、人権を尊重する意識の醸成につながったため。</p>	

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	14・15・20・22・23	担当課	政策室	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>DV防止等の周知について、庁舎や公民館の女性トイレに、女性のためのカウンセリングの案内カードや都が発行した啓発カード等を配架し、手に取りやすい環境に配慮した。また、DV及びブストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により書面開催となったが、各課におけるDV対象者のシステム連携状況等を共有する等連携強化を図った。</p> <p>女性のカウンセリングでは38件の相談を受け、関係部署への連携が必要な際には、案内し連携を図った。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、女性のためのカウンセリングについては4月から6月中旬まで中止としたが、カウンセリングの場の提供により相談者の支援につなげるとともに、啓発物等市民の手に取りやすい環境に配慮し配布等行ったため。</p>			

取組みNo.	17・18・19・21・22・23	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>令和2年度の婦人相談による相談総数は、610件で、平成31年度の731件と比較して減少した。また、定例ケース会議等の関係連絡会等への参加により情報共有に努めた。</p> <p>母子家庭等の自立支援事業として、母子・父子自立支援プログラムを2件作成、高等職業訓練促進給付金を2件支給し、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行った。</p>		<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係各課と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。</p>			

取組みNo.	18	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>面前DVは心理的虐待に当たるとして、子どもの脳への悪影響が起きると指摘されていることから、児童相談で受理した家庭の保護者に対して、心理的虐待についての説明・指導を行った。面前DVを含む心理的虐待は82件であり、平成31年度の68件を上回った。また、市内小学校、中学校には面前DVが虐待であることを記載した内容を含む児童虐待に関する啓発チラシを配布した。</p>		<p>面前DVを含む心理的虐待について、保護者に対して指導を行うことができ、また、各家庭への虐待に関するチラシを作成、配布することにより虐待防止への啓発を図ることができたため。</p>			

取組みNo.	16	担当課	指導室	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>学校における暴力防止教育については、すべての学校で学校の教育活動全体を通して、暴力は許されないことであるという指導を行った。</p> <p>教職員に対しては、東京都教育委員会が設定する7・8月の体罰防止月間に、体罰の根絶について研修を実施した。</p>		<p>暴力の防止について心の教育と一体として日常的に指導を行うとともに、教職員に対する体罰防止研修を行ったことで、当事者意識の醸成につなげたため。</p>			

(4) 法・制度等の周知・普及

施策の全体評価…B

取組みNo.	25	担当課	秘書広報室	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>人権を尊重しみんなが生きやすい伯江をつくる基本条例の周知や平成31年度に改定した伯江市男女共同参画推進計画、こまえ子ども・若者応援プランに関する内容を広報こまえに掲載した。また、広報こまえ発行のお知らせを市ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を活用して情報発信を行った。</p>		<p>広報こまえで制度や計画等の掲載内容の周知を図ることにより、人権尊重意識や男女共同参画意識の醸成に寄与したため。</p>			

取組みNo.	24・25	担当課	政策室	評価	B
取組み内容		評価理由			
<p>人権を尊重しみんなが生きやすい伯江をつくる基本条例については、概要をまとめたパンフレットを作成し、市内小学校（高学年）、中学校等へ配布を行った。</p> <p>また、国、都から資料の配布やポスター等の送付があった際に配布、掲示した。</p>		<p>資料・パンフレットの配布やポスターの掲示等により、人権侵害行為やジェンダー平等の周知に寄与したため。</p>			

(5) 相談体制の強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	26	担当課	秘書広報室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>毎月1日号の広報こまえてで市民相談の周知を行った。 毎月第1・3・5水曜日にカウンセラーによるカウンセリング・心の相談(相談件数73件)、また、法律に関する様々な問題に関してお困りの方を対象に法律相談を実施した。(相談件数338件)</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により相談枠数の減少等があったが、相談を必要としている方への支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	26・27	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>毎月第2・4水曜日にカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施し、11月には夜間カウンセリングも実施した。(相談件数38件)人権の上相談については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止としたが、法務局の電話相談等の周知を行った。また、広報こまえ、市ホームページへの掲載、庁舎や公民館の女性トイレにリーフレットを設置し、相談窓口の周知を行った。 通訳ボランティアでは、保育園での様子の説明時や小学校の保護者会時等、14件派遣した。</p>				<p>女性のためのカウンセリング、通訳ボランティアについては、4月から6月中旬まで中止としたが、支援が必要な方に利用され、相談等の必要な支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	26	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>母子・父子自立支援員、ひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方への相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行った。また、ひとり親家庭のしおりや民間企業との協働により子育てガイドブックを作成し、各種情報提供を行った。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係各課と連携することで、DV家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。</p>	

(6) 生涯を通じた心身の健康支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	28・30・31・32・33	担当課	健康推進課	評価	A
取組み内容				評価理由	
<p>妊娠期から保健師等の専門職が関わり、各家庭に応じた支援を切れ目なく実施していく基盤作りのために面談、訪問、ママパパ教室、新規事業としてファーストバースデーサポート事業を実施した。(妊婦面談事業(ゆりかご泊江)600件、こんにちは赤ちゃん訪問494件、ファーストバースデーサポート事業回答数676件)また、産後ケア事業、多胎児移動支援事業といった育児負担の軽減を図る事業も立ち上げた。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、特定健康診査、健康診査、各種がん検診を実施できない月もあったが、可能な限り実施時期を延長して受診機会の確保を図るとともに、成人歯科健診・歯周病検診は、40歳以上の市民を対象とした歯周病検診へと一本化し、特定健康診査や健康診査の対象者23,775人には個別通知を行い、周知を行った。 健康相談については、専門職が電話や面談にて随時相談を行った。 「けんこうガイド」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、町会・自治会への回覧はできなかったが、よりわかりやすく見やすいように検討し、作成・配布した。(発行回数:1回、発行部数:32,500部)</p>				<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、縮小となる事業もあったが、新規事業(ファーストバースデーサポート事業、産後ケア事業、多胎児移動支援事業)も行うことができ、育児不安や育児負担の軽減を図ることができたため。</p>	

取組みNo.	29	担当課	指導室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>性に関わる指導については、体育科の保健領域において年間指導計画に基づき体の発達だけではなく、心の成長と異性との関わりについても指導を行った。また、生活指導主任等の場において適宜情報提供を行った。</p>				<p>各学校において、年間指導計画に基づいた指導を実施するとともに、生活指導主任会等で資料等の提供を行ったことで、児童・生徒の性に関する適正な指導及び助言を行うことができたため。</p>	

取組みNo.	34	担当課	社会教育課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>「少年少女スポーツ大会」、「市民スポーツ大会」、「親子スポーツ教室」、「少年少女スポーツ教室」、「成人スポーツ教室」を実施した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が中止となったが、感染対策を行いながら可能な限り事業を実施し、生涯スポーツの推進、生きがいをづくりにつなげたため。</p>	

基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実

方向性	<p>近年、働き方改革が進む中で、子育てをする父親の姿を目にすることも多くなってきましたが、現在も、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、認知症や介護に伴う過度の負担も問題となっています。</p> <p>子育て・介護を支える環境の充実は、ワーク・ライフ・バランスの実現にも繋がることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減に繋がる環境整備を行うとともに、地域活動や就労など自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。</p> <p>子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう地域全体での支援にも目を向けていきます。</p>
施策	<p>(7) 子育てを支える環境の充実 (8) 介護を支える環境の充実 (9) 自立支援・介護予防の促進 (10) 地域における人材の確保</p>

(7) 子育てを支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	35・40・42・43・45	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>保護者が保育サービスを円滑に利用出来るよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行った。また他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援に繋がった。令和2年度の相談件数は251件となり、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より減少した。</p> <p>病児保育については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の利用者数は33人となり、前年度の400人から大幅な減少となった。また、令和2年度からは、民間のベビーシッター事業者等による訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料を助成する事業を開始し3件の利用があった。</p> <p>各種講座については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実施形態や回数の見直しを図った結果、ノーバディーズ パーフェクト プログラム (NP) のフォローアップ講座を2回(計10人参加)、親子の絆づくりプログラム (BP) を2回(計13人参加)、オンラインにて子育て講座を2回(計23人参加、後日配信55人応募)開催した。</p> <p>子育て中の方への情報発信のツールの1つとして、こまえ子育てねっとやこまえスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行い、子育てサイトの閲覧ユーザ数は276,869ユーザ/年となり、平成31年度より増加した。また、こまえスマイルぴーれのサイト会議をオンラインも含めて毎月開催した(4・5月中止)。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につながっているため。病児保育については、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な利用減となったが、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援につながっている。また、各種子育てに関する講座をオンラインを含めて開催することで、子育て家庭の不安の解消やストレスの軽減を図ることができたため。</p>	

取組みNo.	35・37・45	担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>どこに相談したらいいのか分からない方やゆっくり相談をしたい方のための総合相談窓口を子ども家庭支援センターに設置し、303件の相談を受理し、92件を関係機関へつないだ。また、子ども家庭支援センター内における子育てひろば事業では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で予約制及び人数制限を行ったため平成31年度より利用人数は減少したが、15,204人の利用があった。</p> <p>また、一時保育事業については、家庭福祉員宅の改修により9月まで休止していたが、改修後は子育て中のリフレッシュや一時的な就労による利用が64件あり、子どもショートステイについては、45件の利用があった。</p>				<p>垣根の低い相談窓口、様々な子ども家庭在宅サービスの提供、子育てひろばを通じた保護者同士の交流促進等を実施し、地域での仲間づくり、保護者の育児不安や育児負担の軽減、児童虐待の未然防止等につなげたため。</p>	

取組みNo.	35・36・37・38・39・41・44・45	担当課	児童育成課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>児童館・児童センターの「子育てひろば」については、新型コロナウイルス感染症の影響により人数制限を行いながらの実施となったが、子育て相談を実施した。また、保育園の園庭開放「おひさま」及び学童保育所の「あそびの広場」は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</p> <p>新規開設した木下の保育園元和泉及び木下の保育園岩戸北においても、産休明け保育及び午後8時までの延長保育を実施し、駄倉保育園、虹のひかり保育園、狛江保育園、めぐみの森保育園、いずみ保育園、東野川保育園みんなの家、狛江ちとせ保育園で引き続き一時保育を実施した。</p> <p>障がい児の受入れに関しては、保護者の方との面談の上、体制を整えた。認可保育園では、障害者手帳、診断書や意見書により、令和3年3月時点で30人の児童について受入れを行い、学童クラブにおいても、9人の児童の受入れを行った。</p> <p>令和2年4月より第三小学校放課後クラブ開設により定員40人増、第五小学校放課後クラブ定員拡大により定員40人増、令和2年7月より駄倉小学生クラブ開設により定員30人増を行った。また、寺前小学生クラブ及び第六小学校放課後クラブの令和3年4月1日開設に向け必要な準備等を行った。</p> <p>保育園については、認可保育園2園の開設と既存保育園の弾力化運用により定員増を行った。</p> <p>認可保育園で実施している巡回相談を新設の私立保育園においても実施し、専門家からの指導助言を受けた。新型コロナウイルス感染症対策により、合同研修は中止となった。</p> <p>子どもの居場所づくりの推進として、プレーパークを週4回実施したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い一時中止となった。</p>				<p>障がい児の受入については、認可保育園では、障害者手帳、診断書や意見書により、令和3年3月時点で30人の児童について受入れを行い、学童クラブにおいても、9人の児童の受入れを行った。</p> <p>保育園では、令和3年4月1日現在の待機児が前年度の49人から18人減の31人、学童クラブでは、前年度の96人から大きく減少し13人となった。</p> <p>プレーパークについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により約2箇月中止となったが、10,421人の利用があった。</p> <p>一部、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした事業もあるが、上記のように同程度の水準を引き続き維持しながら、保育施設の増を図り、子育てを支える環境の充実につなげたため。</p>	

取組みNo.	39・42	担当課	公民館	評価	D
取組み内容				評価理由	
<p>育児中の女性が子育てや社会について学び集うことを目的とした女性セミナー及び公民館が持つ人的資源と施設を活用し様々な世代の「地域の中の居場所づくり」につなげる子どもの居場所事業を新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止したため。</p>	

(8) 介護を支える環境の充実

施策の全体評価…B

取組みNo.	52	担当課	福祉政策課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>市内で建物を建設・改修する事業者に対し、福祉環境整備基準の遵守と福祉環境整備基準適合証の取得に努めてもらうよう要請した。</p> <p>また、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金についての周知を行った。(助成実績：0件)</p>				<p>事業者に対し、福祉環境整備基準の遵守等を要請することにより、住宅のバリアフリー化が推進し、安心して暮らせる環境の整備に寄与したため。</p>	

取組みNo.	50・53	担当課	福祉相談課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>介護に関わる情報交換・交流の場については、高齢者見守り相談窓口である2箇所のこまほっとシルバー相談室(狛江団地・多摩川住宅)において、高齢者を中心に多世代が集うサロン活動や、高齢者の居場所作り、コミュニティの活性化を目的として映画鑑賞会や茶話会に取り組む予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し実施を見送った。また65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象とした、専門職による生活実態のアセスメントの実施について、積極的な訪問活動は控え、電話等で情報収集を行い、家族介護者への支援に努めた。</p> <p>相談支援事業所等との連絡会については、市内の相談支援事業所3箇所、狛江市児童発達支援センター、市福祉相談課相談支援保障がいケースワーカーが集まり、情報交換や事例検討を通じて地域課題の整理・共有を行い、障がい者支援における連携体制づくりを行った。(新型コロナウイルス感染症の影響により、全24回のうち14回開催)</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、家族介護者への支援については、できるだけ高齢者と接触しない方法で家族介護者への支援に努め、また、相談支援事業所連絡会による連携体制を維持すること等により、介護者の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	46・47・48・49・50・51	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>今後必要となる在宅サービスの必要量を見込むとともに、在宅生活を支援する多様な地域密着型サービスの整備等、介護サービス提供基盤の整備について、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）を策定した。</p> <p>また、地域課題検討会議は、従前の支援推進型（10回）に加え、予防推進型の個別ケア会議（1回）を開催し、地域課題の抽出を行った。地域課題検討会議を中核に会議体を再編し、各ケースから抽出された地域課題に対する施策化への道筋を整理するため、新たに地域ケア会議「（仮称）幹事会」を設置することになった。地域包括支援センターの相談体制については、従来より精神分野との複合的な課題に対する相談支援体制の拡充が課題とされてきたが、令和3年4月より各地域包括支援センターに精神保健福祉士1人（合計3人）を新たに配置することになった。</p> <p>また、認知症初期集中支援チームについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、新規事例の提案はなく、継続案件の進捗支援（2回）のみに留まった。</p> <p>令和2年度から介護のつどいは、介護者支援に幅広いノウハウを持つ介護支援専門員連絡会に運営を委託し開催した。一方新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、地域包括支援センターに委託した家族介護教室は4回の開催に留まり、認知症カフェについても不特定多数の来所者に対する巡回から新たな開設実績はなかった。</p> <p>住宅のバリアフリーの推進においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、上半期の実績が抑制傾向にあったが、重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付件数の実績は2件、自立支援住宅改修給付件数の実績は19件、高齢者自立支援日常生活用具給付件数の実績は46件となった。</p>				<p>高齢者の在宅介護サービスの充実を図るよう、基盤整備に向けて今後3箇年の目標が整備されたため。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により集合型のイベント等については大幅な減少をしたため、事業規模の維持に留まったが、相談体制については、長期間の懸案事項であった地域包括支援センターへの精神保健福祉士の配置により複合問題に対応することが可能となり、解決に結び付けるなどの成果があった。また会議体制の再編についても、実際のケースを元にした地域課題の抽出と政策化への手順が整理されたため。</p>	

(9) 自立支援・介護予防の促進

施策の全体評価…B

取組みNo.	54・55・56	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大に対する設備上の問題から高齢者浴場の無期限停止及びプール事業の縮小に伴い、老人福祉センターの利用者数は、3,830人（対前年度約4分の1）となった。</p> <p>また、一般介護予防事業は、ほとんどの事業が集合型のイベントにより構成されているため、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、会食会、口腔機能向上事業、自立型介護予防教室は全面停止となり、認知症予防事業、介護予防・フレイル予防事業は事業規模を大幅に縮小して維持するに留まった。一方減額した予算の一部を組み替え、自宅で取り組めるフレイル予防体操チラシを市内全戸に配布し、代替的な事業展開の工夫をした。</p> <p>住民主体の通いの場である通所型サービスB事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による活動縮小の影響を受け、既存の12の団体の運営支援の継続に留まった。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大により多くの事業は活動の維持に留まったが、予算の一部組み替えにより自宅で取り組めるフレイル予防体操チラシの配布等、代替的な事業展開の工夫をし、市民が継続的に介護・フレイル予防に取り組むための環境を維持できたため。</p>	

取組みNo.	54	担当課	健康推進課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>介護予防につながる取組みとして健康教育を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、縮小・一部中止とした。参加人数は、免疫力アップのための運動講座24人、高血圧予防講演会27人、糖尿病予防講演会23人、骨密度測定会&骨の栄養相談88人であった。</p>				<p>縮小、一部中止としたが、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、市民の健康管理に役立つことができたため。</p>	

取組みNo.	57	担当課	公民館	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、こまめ市民大学を全9回（参加者延べ291人）、市民ゼミナールを全7回（参加者延べ56人）、スマホ講座を全6回（参加者延べ53人）を開催した。</p>				<p>一部事業を縮小したが、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施し、人生100年時代に向けた学びや地域課題の解決のきっかけを提供できたため。</p>	

(10) 地域における人材の確保

施策の全体評価…B

取組みNo.	58	担当課	福祉政策課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>福祉カレッジを開催し、定員15人に対して16人の申し込みがあった。全6回の講義の中で、福祉諸制度の概論に加え、市民活動で活躍されている方や当時者の方を講師として、体験談なども踏まえた実践的な講義を行った。</p>				<p>修了後のアンケートでは、講義内容について肯定的な意見が多かったことや、満足度も高かったことから、地域福祉を支える人材の育成に寄与したため。</p>	
取組みNo.	58・60	担当課	福祉相談課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により、積極的な開催案内が行えなかったが、年6回開催し、計202人が受講した。その中でも、市内中学校の福祉授業での講座開催により、中学生133人が認知症の方を支えるために必要な知識等を学ぶことができた。</p> <p>実習生の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施を見送った。</p>				<p>実習生の受入れは実施できなかったが、認知症サポーター養成講座を開催し、中学生を含め認知症の方の支援について理解を深める機会につなげたため。</p>	
取組みNo.	58・60	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の影響により、集合型のイベントは大幅な制限を余儀なくされたが、認知症サポーター養成講座（6回）に202人が参加した。</p> <p>また、高齢者に家事援助を提供する訪問型サービス事業所の担い手となる狛江市認定ヘルパーについて、養成研修を2回実施し、17人が参加した。</p>				<p>イベントの開催は上半期は開催を見送り、下半期は月1回のペースで開催することができ、事業拡大にまでは至らなかったが、次年度以降の事業展開につなげることができたため。</p> <p>認定ヘルパー養成研修は3回の予定のうち、新型コロナウイルス感染症感染拡大により1回を中止としたが、17人が研修を修了し、介護事業所への就労を支援する合同面接会の実施により、介護人材の確保につなげたため。</p>	
取組みNo.	58・59	担当課	子ども政策課	評価	C
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により子育てボランティア講座については、開催を見送った。また、地域で子育て支援活動を行っている団体同士のつながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図るための企画案の検討を行った。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったが、団体同士のつながりを持たせられるよう検討を進めたため。</p>	
取組みNo.	58	担当課	子ども発達支援課	評価	A
取組み内容				評価理由	
<p>子育てサポーター連続講座（全7回）を実施し、定員25人に対し、受講者25人が参加した。全7回実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響で5回～7回はオンライン講座とした。</p>				<p>アンケート結果より、受講者の7割程が何かしら、サポーターとして活動したいと回答しており、講座での動機付けができたため。</p>	

基本目標3 多様なライフスタイルの実現

方向性	<p>性別に関わりなく、誰もが個性や能力を發揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味などの仕事以外の生活との両立を可能な社会にするためには、働き方の見直しを含むワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。また、価値観の多様化により、シニア世代までの将来を見据えた自身のキャリア・ライフデザインを行うことも、多様なライフスタイルの実現に効果的と考えます。</p> <p>31年度調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして「長時間労働の削減(40.4%)」、「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備(37.2%)」が上位を占めていることから、特に働き方や労働環境の改善への取組みが求められています。事業者がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発、情報提供を行います。</p> <p>また、家事等の家庭内での役割については、夫婦で協力することが望ましいと思う人が多い一方、特に男性においては、子育て、介護等の関わり方が分からず、女性が主に担っているという現状も見られます。男性も仕事と生活をバランスよく両立できるよう、子育て、介護等への参画に向けた支援の充実を図ります。</p> <p>子育て、介護等によりやむを得ず離職をしてしまったり、制約のある人が新たに就労しようとするのが困難な状況もあります。就労に関わる情報提供やキャリア形成の支援等により多様な働き方の推進を図ります。</p>
施策	(11) ワーク・ライフ・バランスの推進 (12) キャリア・ライフデザインの支援 (13) 男性の家事・育児・介護への参画支援 (14) 事業者等への情報提供と連携強化

(11) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	63	担当課	秘書広報室	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>法律相談等を毎週月・木曜日に開催し、また労働相談を毎月1回市民相談として開催した(法律相談内での労働に関する相談:13件、労働相談:8件)。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により相談枠数の減少等があったが、相談を必要としている方への支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	61・62	担当課	政策室	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>男女共同参画推進委員会だよりへのワーク・ライフ・バランスに関する記事の掲載や、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布、提供することで情報提供を行った。</p>				<p>情報誌等による情報提供により、ワーク・ライフ・バランスに対する市民意識の醸成につなげたため。</p>	

取組みNo.	61・62・63	担当課	地域活性課	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>ポケット労働法の作成を行い、周知に活用した。東京都労働相談情報センターが主催する、労働関係法、育児・介護休業制度等、その他労働にまつわるセミナー(計2回)について共催し、周知啓発を行った。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスについて、女性向けのテレワークに関するセミナーを通じて啓発を行うとともに、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで意識啓発を行った。</p>				<p>セミナーの実施や冊子等での情報提供等により、ワーク・ライフ・バランスについて理解を深める機会につなげたため。</p>	

取組みNo.	62	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容	評価理由				
<p>民間企業との協働により子育てガイドブックを作成し、子育てに関する各種サービスを周知するため各所に配布した(発行部数8,000部)。</p> <p>また、父親の育児参加を図るため、父子手帳及びパパカードを母子バッグに同封して配付した。令和2年度途中には、父子手帳から、よりメッセージ性を感じる父親向けの育児冊子として(一社)日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えて配付した。父親向けの講座については、8月に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

(12) キャリア・ライフデザインの支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	64	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会だよりにおいて、在宅勤務や時差出勤等を取り入れた市役所におけるコロナ禍の働き方に関する職員へのインタビュー記事等を掲載し、情報提供を行った。</p>				<p>市役所を例に挙げ、コロナ禍での働き方等を紹介することにより、多様な働き方について考える機会につながったため。</p>	

取組みNo.	64・65・66・67・68	担当課	地域活性課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>多様な働き方に関する支援、キャリア形成の支援及び再就職希望者への支援のため、対象を絞り、全7回に分けて就職活動支援セミナーを実施した。女性向け（連続3回、延べ参加者16人）、シニア向け（連続2回、延べ参加者38人）、若年者向け（参加者20人）、一般向け（参加者55人）。また、女性向けのテレワークに関するセミナーを2回実施し、延べ32人が参加した。</p> <p>起業支援のため、創業希望者向けのセミナーとスクールを開催し、創業セミナーでは先輩創業者を講師に迎え、会場受講者6人とオンライン受講者37人が参加した。創業スクールは全5回の講座をオンラインで実施。創業に必要な知識の獲得を支援し、12人が修了した。</p> <p>公益財団法人東京しごと財団が主催する地域就職説明会（計2回）について共催し、就職に関する機会を提供した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナー等の開催が危ぶまれたが、オンラインセミナーの導入等の工夫により前年度並みの内容で開催し、多様な働き方・キャリア形成の支援を行ったため。</p>	

取組みNo.	69	担当課	公民館	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら、事業を一部縮小して実施した。また、仕事をしている人向けの青年教室事業を全2回（延べ19人）開催した。</p> <p>子育て中の人向けの女性セミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。</p>				<p>一部事業を縮小したが、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら実施し、初めて公民館事業に参加した市民も多く、広い世代に公民館での学びを知ってもらうきっかけの1つとなったため。</p>	

(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援

施策の全体評価…B

取組みNo.	70	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会だよりにおいて、メンズめしコーナーを設け、男性向けに料理レシピを掲載する等コロナ禍における男性の家事参画に関する内容等の情報提供を行った。また、併せて内閣府男女共同参画局で行っているキャンペーンである「おとう飯」を明記し、国の取組みを周知した。</p>				<p>家事において男性が導入しやすい内容を情報誌で紹介することにより、男性が家事に参画する意識付けにつながったため。</p>	

取組みNo.	71	担当課	健康推進課	評価	A
取組み内容				評価理由	
<p>ママパパ学級は、働いている妊婦や父親が参加しやすいようにプログラムを大幅に見直し、土曜日開催日数を増やして実施し、4月・5月は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止したが、6月以降は、一回当たりの参加人数を減らす、プログラムを見直す、広い会場へ変更する、日程を追加する等工夫して開催した。（開催回数：延べ29回・平日7回、土曜日22回、参加者数：母 延べ314人・父 264人）（平成31年度参加者数：母 延べ391人・父 173人）</p> <p>妊娠した方にお渡しする「母と子の保健バッグ」に東京都が作成した「パパとママが描くみらい手帳」を入れ、ワーク・ライフ・バランスや両立支援のための情報提供を行った。</p>				<p>土曜日開催を増やすことで、父親の参加数が多くなり、夫婦で育児に関心を持つ機会となり、育児不安の解消の一助を担うことができたため。</p>	

取組みNo.	71・72	担当課	子ども政策課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>民間企業との協働により子育てガイドブックを作成し、子育てに関する各種サービスを周知するため各所に配布した（発行部数8,000部）。また、父親の育児参加を図るため、父子手帳及びパパカードを母子バッグに同封して配付した。令和2年度途中には、父子手帳から、よりメッセージ性を感じる父親向けの育児冊子として（一社）日本精神科看護協会が発行しているパパカードに切り替えて配付した。父親向けの講座については、8月に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。</p>				<p>計画に沿って各種事業は概ね実施できており、父親の視点も意識し、子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。</p>	

(14) 事業者等への情報提供と連携強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	73・74	担当課	地域活性課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>就労環境推進のため、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を配布し、情報提供することで市内事業者への働きかけを行った。今年度は特に、新型コロナウイルス感染症に関連した雇用調整助成金や各種制度等の周知に注力した。</p> <p>商工会との連携を密にし新型コロナウイルス感染症に関連した各種制度や市内事業者の相談状況等について随時情報交換を行った。</p>				<p>前年度同様に市内事業者への情報提供や商工会との連携等により、就労環境の維持・改善に寄与したため。</p>	

基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進	
方向性	女性の社会進出は多くの分野で進んでいます。政治等の分野においては、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況です。また、地域活動については、多くの女性はその活動を担っている一方、町会、自治会等のリーダーの多くは男性が担っています。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において男女が対等な立場で参画できるように支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。 また、近年、大地震や台風、ゲリラ豪雨等が全国各地で生じており、市内においても災害時への備えや対応の課題が浮き彫りとなりました。防災組織等への女性の参画を推進するなど、災害分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組みを進めます。
施策	(15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 (16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進 (17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進

(15) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	75・76	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>無作為抽出による審議会等の公募市民委員の募集を行い、4つの審議会等において80人の応募があり、選任した。また、市民委員の募集、審議会等の開催予定等の情報を広報こまえ、市ホームページに掲載するとともに、市民モニターへの情報提供を行った。 審議会等の委員の男女比は、男性312人(67.7%)、女性149人(32.3%) (令和3年3月時点)となり、うち公募市民委員については、男性が46.0%、女性が54.0%となり、女性が男性の人数を上回った。</p>				<p>市民参加に関する情報提供、無作為抽出等により市民参加の機会を提供し、審議会等における公募市民委員については男女ともに40%以上確保されていること等男女共同参画に寄与したため。</p>	

(16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	77・79	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>こまえくぼ1234では、市民活動に関する情報等を掲載した情報紙「えくぼ」を年10回、市内の施設や店舗等158箇所に配架した。配架の協力の呼びかけを職員が直接訪問して行い、前年度から37店舗増となった。 また、市民のボランティアからなる広報部会が作成する広報誌「こまえがお」を年2回、各号30,000部発行し、新聞折り込みのほか情報紙「えくぼ」の配布先や市内小・中学校にも配布する等市民活動に関する情報の周知を図った。 令和2年度からの新しい取組みとして、コマラジの番組コーナーにおいて、センターの事業内容等を周知するとともに、市民活動団体が自らの情報発信をする機会を創出し、センター職員が5回、市民活動団体は11団体が出演した。 また、こまえくぼ1234と「第5回狛江☆サミット」を開催し、10団体が参加した。グループトークや講師の話を通じて、コロナ禍における活動の悩みや不安を共有し解決へのヒントを発見するとともに、団体同士の交流の場を提供した。</p>				<p>コロナ禍という状況に対応した体験学習動画や防災動画の作成・市公式YouTubeチャンネルでの配信や、新しい媒体(ラジオ)の活用等積極的に広報活動を行うことにより、地域・市民活動への関心を高めるとともに情報面においては団体への支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	78	担当課	地域活性課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、地域センターや町会・自治会の多くの事業が中止となり、例年地域センターで実施してきた男女共同参画に関連した料理教室等の事業も実施できなかった。一方、狛江市男女共同参画推進だより等、男女共同参画に関する資料を町会・自治会回覧板を用いて情報提供したほか、各地域センターへの配架を行う等関連事業の周知を支援した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症対策から、地域センター運営協議会主催事業や町会・自治会の活動の多くは縮小・中止せざるを得なかったが、地域センターにおいては、休館等を含んだ利用制限を行いつつ、オンラインでのイベントの実施や情報提供等により、地域活動の支援につなげたため。</p>	

取組みNo.	79	担当課	公民館	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>こまえ市民大学や居場所事業（連続講座）等の市民と協働で実施する事業については、運営委員会や協力者など男女が対等な立場で企画運営に携わった。</p> <p>市の広報・ホームページにて参加者を募集し、参加者の申込に電子申請を活用した。また、事業内容、実施日時、参加人数等の実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。</p>				<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小せざるを得なかった一方、新しい生活様式に対応した講座を実施し、学び・活動の機会を提供することができたため。</p>	

(17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進

施策の全体評価…B

取組みNo.	80・81・82	担当課	安心安全課	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>防災会議の女性委員及び避難所運営協議会の女性会員は、前年度並みとなった。</p> <p>災害用備蓄品として、粉ミルクの一部を災害時に使用しやすい液体ミルクに代替し、また、風水害時の避難所対応として、保育士を配置する方針として、乳幼児・妊産婦等に対応する体制を整えた。</p>				<p>災害用備蓄品として、粉ミルクの一部を災害時に使用しやすい液体ミルクに代替する等、災害時に乳幼児・妊産婦等に対応する体制を整えたため。</p>	

基本目標 5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

方向性	<p>本計画を着実に実行していくために、関係各課の積極的な取り組みや横断的な対応を進め、庁内組織を中心とした継続的な推進を図るとともに、市民、事業者とともに、男女共同参画を実践していきます。特に、市役所においては、市職員の働きやすい環境づくり等を実践することにより、率先して男女共同参画のモデルを示します。</p> <p>また、国、東京都、他の自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を目指します。</p>
施策	<p>(18) 庁内推進体制の充実・強化 (19) 市民等との連携・協働 (20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携 (21) 市役所における男女共同参画の実践</p>

(18) 庁内推進体制の充実・強化

施策の全体評価…B

取組みNo.	85	担当課	秘書広報室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>広報こまえや市ホームページ等での表現において男女共同参画の視点に配慮し、情報発信を行った。また、必要に応じて表現方法等を統一した。</p>				<p>広報こまえの発行や市ホームページ等の更新を継続的に行い、偏らない表現を意識して情報発信を行ったため。</p>	

取組みNo.	83・84・85	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進計画に係る推進状況調査を実施するとともに、男女共同参画推進計画庁内推進本部・庁内推進会議を書面にて開催し、推進状況の評価等を行った。</p> <p>また、人権を尊重しみんなが生きやすいまちをつくる基本条例を制定したことに伴い、人権及び男女共同参画施策をより推進していくため、庁内組織等の推進体制強化に向け検討した。</p>				<p>推進状況の進行管理を行い、施策を計画的に推進することにより、市の男女共同参画の実現に寄与したため。</p>	

(19) 市民等との連携・協働

施策の全体評価…B

取組みNo.	86・87	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>男女共同参画推進委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会開催が3回となり、男女共同参画推進フォーラムについては、実施を見送る等事業を縮小する形となった。男女共同参画推進委員会だよりについては、コロナ禍の働き方や子どもたちの現状のほか男女共同参画の推進につながる内容を取上げ、市内施設等への配架や町会・自治会の回覧等により情報提供を行った。(発行回数：1回、発行部数：約3,000部)</p>				<p>市民への啓発の機会となるフォーラムについては、コロナ禍・フォーラムの趣旨等を考慮し、実施することができなかったが、情報誌は例年同様に発行・配布等を行い、男女共同参画に対する市民意識の醸成に寄与したため。</p>	

(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携

施策の全体評価…B

取組みNo.	88・89	担当課	政策室	評価	B
取組み内容				評価理由	
<p>国、都、他自治体等からの資料を、庁舎2階男女共同参画コーナー等に配架し、周知を行った。また、小金井市、国立市と連携し多摩3市男女共同参画推進共同研究会として活動し、「若者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発～ワークとライフの比重は人それぞれであるという多様な価値観を認め合える社会づくり～」を研究テーマとした活動期間最終年度として、平成30・31年度の活動の中から市民サポーターが若者に伝えたいと思う「ことば」を集め、その「ことば」を掲載した卓上年間カレンダーを作成し、啓発に活用した(作成数：330部・配布先：市民サポーター・新任職員・公民館・図書館)。また、書面開催にて市町村連絡会等へ参加し、情報共有を行った。</p>				<p>多摩3市男女共同参画推進共同研究会活動期間最終年度として、各市の職員だけではなく、市民サポーターも含め、若者に対するワーク・ライフ・バランスに関する取組みを連携して行い、取組結果を活用し、若者への啓発を図ったため。</p>	

(21) 市役所における男女共同参画の実践

施策の全体評価…B

取組みNo.	90	担当課	政策室	評価	D
取組み内容				評価理由	
職員を対象とした男女共同参画推進に資する研修等について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催を見送った。				研修等を行うことができなかったため。	

取組みNo.	90・91・92・93・94・95	担当課	職員課	評価	A
取組み内容				評価理由	
<p>男女共同参画理解のための職員研修については感染症予防のため実施を中止した。</p> <p>令和2年度育児休業取得率は、男性100% 女性100% (男性40%、女性100%)</p> <p>令和2年度有給休暇取得平均日数は、11.8日 (11.8日)</p> <p>令和2年度時間外勤務平均時間は、115.1時間 (134.3時間)</p> <p>※括弧内は平成31年度実績</p> <p>また、絶対退庁時間を超えて勤務する場合及びノー残業デーに超過勤務をする場合に当日午後4時までに職員課長に事前の申請書を求める制度を引き続き実施し、年末年始期間の有給休暇の取得を推進する通知を发出了。</p> <p>令和3年度は保育士を2人新規採用し、男性1人 女性1人を保育園に配属し、女性職員1人が管理職に昇任した。</p> <p>また、女性職員のメンター制度については制度実施の調整をし、さらに全管理職を対象にハラスメント防止講演会をオンデマンド方式で実施し、管理職のほか、各課からの公募職員30人が受講した。</p>				育児休業取得率が向上し、時間外勤務平均時間が減少し、また、男性保育士の採用、女性管理職の登用により、市役所における男女共同参画が推進されているため。	

4. 狛江市男女共同参画状況

○政策方針決定への女性の参画状況

(1) 議会

(令和3年4月1日時点)

	議員数	女性議員数	女性議員の割合
市議会	21	9	42.9%

(2) 委員会等

(令和3年4月1日時点)

	委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	5	2	40.0%	25	4	16.0%
附属機関等	41	39	95.1%	458	147	32.1%

(3) 職員

(令和3年4月1日時点)

		事務系	福祉系	技術系	技能系	全体
管理職	全体	50	5	12	—	67
	女性	6	5	1	—	12
	女性の割合	12.0%	100.0%	8.3%	—	17.9%
係長職	全体	46	10	9	3	68
	女性	10	9	3	1	23
	女性の割合	21.7%	90.0%	33.3%	33.3%	33.8%
主事・主任職	全体	189	64	35	20	308
	女性	98	54	21	15	188
	女性の割合	51.9%	84.4%	60.0%	75.0%	61.0%

※技能系の管理職枠は設置されていないため、計上なし。

5. 狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第120号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市人権・男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 本部は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号）及び狛江市男女共同参画推進計画の総合的な推進を図るため、人権・男女共同参画施策の全庁的な調整及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる職にある者（以下「部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は、市長とし、会務を総理し、本部を代表する。

3 副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 本部の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱の廃止)

2 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱（平成22年要綱第89号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

市長
副市長
教育長
企画財政部長
総務部長
市民生活部長
福祉保健部長
子ども家庭部長
環境部長
都市建設部長
議会事務局長
教育部長

6. 狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱

令和3年7月29日

要綱第121号

(目的)

第1条 この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和2年条例第3号。以下「条例」という。）及び狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）に係る検討及び施策の推進に関する事。
- (2) 条例及び計画の進捗状況等に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、企画財政部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、政策室長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(狛江市人権施策推進連絡会設置要綱の廃止)
- 2 狛江市人権施策推進連絡会設置要綱（平成15年要綱第66号）は、廃止する。
(狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱の廃止)
- 3 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成22年要綱第90号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

企画財政部長
政策室長
秘書広報室長
安心安全課長
職員課長
地域活性課長
福祉政策課長
福祉相談課長
高齢障がい課長
健康推進課長
子ども政策課長
子ども発達支援課長
指導室長

登録番号（刊行物番号）

R 3 - 37

令和 2 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

令和 3 年 10 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 40 円